

仙台市総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、仙台市総合教育会議運営要綱（平成 年 月 日仙台市教育総合会議決定）第5条第2項の規定に基づき、仙台市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴券の交付等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会場の受付において備付けの用紙に氏名を記入したうえで、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議の当日に、先着順により交付する。

3 傍聴人は、入場するときは傍聴券を示し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

4 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）刃物その他危険なものを持っている者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者

（4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

（5）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

（2）談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと

（3）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと

（4）帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときはこの限りでない。

（5）飲食又は喫煙をしないこと

（6）携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること

（7）前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

（写真、ビデオ、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 市長は、次の場合には、傍聴人に対してその行為を制止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人がこの要領に違反したとき
- (2) 会場の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) その他会議の運営上必要があると認めるとき

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から実施する。